熊谷市市有施設における清涼飲料用自動販売機設置者募集要項

熊谷市の市有施設に清涼飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者（以下「設置者」という。）を募集します。応募される方は、この募集要項等をよく読み、各事項を承知の上お申し込みください。

１　募集物件

⑴　貸付場所、面積及び最低貸付料

別表１のとおり

⑵　貸付期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで（更新なし）

⑶　貸付条件

別紙「仕様書」のとおり

２　応募資格要件

次の要件を全て満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は個人が参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること及び熊谷市契約規則（平成１７年規則第６８号）第２０条の２の規定により熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

⑵　熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。

⑶　無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申立てがされていない者であること及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがされていない者であること。

⑸　自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する３年以上の実績を有していること。

⑹　法人市民税、法人税、住民税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

⑺　法人等にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、熊谷市内で事業を営んでいること。

⑻　上記⑺以外の者で、今回募集する箇所に自動販売機を現に設置している者は、その物件に限り応募することができる。

３　応募の手続

⑴　応募書類の提出期間

令和８年２月２日（月）から令和８年２月９日（月）まで

（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

⑵　提出場所

熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市総合政策部施設マネジメント課（熊谷市役所本庁舎７階　北側）
電話　０４８－５２４－１１１６（直通）

⑶　提出書類

ア　募集申込書（１部提出）［様式第１号］

イ　賃貸借料提案書（封筒作成例を参照に、設置希望物件番号ごとに作成し提出してください。）［様式第２号］

ウ　販売品目等提案書（物件番号ごとに作成し提出してください。）［様式第３号］

※　賃貸借料提案書の封筒に同封しないでください。

エ　法人等の場合は、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可）
　個人の場合は、住民票（３ヶ月以内、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）

オ　納税証明書（別表２参照）
　法人等の場合は、法人市民税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
　個人の場合は、市民税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

カ　法人等の場合は、会社概要（パンフレット可）

キ　設置使用する自動販売機のカタログ（消費電力や環境対策等の仕様が記載されているもので写しでも可）

ク　２⑻に該当する場合は、許可書の写し

ケ　誓約書（１部提出）［様式第４号］

コ　委任状（１部提出）［様式第５号］（代理人が応募等行う場合は提出してください。）

※　提出書類は返却しません。また、熊谷市が必要と判断した場合には、上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

⑷　提出方法

３⑴の提出期間内に、提出に必要な書類を熊谷市総合政策部施設マネジメント課まで直接持参すること。（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。）

⑸　提案書に記載する金額

ア　提案書に記載する金額は、１年間の賃借料の金額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。

イ　別表１に記載してある最低貸付料には消費税及び地方消費税に相当する額は含まれていません。

ウ　建物内（物件番号３、物件番号４、物件番号６、物件番号９から物件番号１３、物件番号１５から物件番号２０）に設置する場合の契約金額は、提案書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨

てるものとする。）とします。ただし、消費税等の税率が変更された時は、その税率を適用した消費税等に相当する額を加算した金額に変更します。

⑹　一度提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできません。

4　質問書の提出及び回答

⑴　受付期間及び時間

令和８年１月１９日（月）から１月２３日（金）までの午前９時から午後５時１５分まで（ただし、正午から午後１時までを除く。）

⑵　受付場所

３⑵に同じ。

⑶　提出方法

質問書（様式第６号）により、受付場所に持参してください。

※　質疑がない場合は提出不要です。

⑷　回答の時期及び方法

令和８年１月３０日（金）までに、熊谷市ホームページに掲載します。

※　電話などでの問合せ・質問に関しては、受け付けておりませんので必ず書面にて質問書を持参してください。

5　設置者の選定期日及び選定方法

⑴　設置者の公開選定日

日時　令和８年２月１８日（水）午前１０時から

（受付時間は午前９時３０分から午前１０時まで）

場所　熊谷市役所本庁舎６階　６０３会議室東

※　公開選定への立会いは、事前の申込みは不要です。

⑵　応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置者の選定対象とします。

⑶　賃貸借料提案書を公開で開封し、熊谷市が設定する物件ごとの最低貸付料以上で、かつ、最も高い金額の提案を行った者を選定し、設置者とします。なお、最高価格の提案者が２者以上ある場合は、くじにより選定します。

6　無効な応募

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

⑴　不正行為による応募

⑵　提案書に記載された応募価格が最低貸付料に満たない場合

⑶　応募価格が訂正してある場合

⑷　応募者の記名、押印が欠けている場合

⑸　誤字、脱字等により、意思表示が不明確な場合

⑹　募集申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの

7　契約の締結

⑴　設置者は、清涼飲料用自動販売機設置者決定通知書（様式第７号）を受領した日から７日以内に契約締結していただきます。契約書（案）は、別紙のとおりです。

⑵　土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙（２００円分）及び本件契約締結に関して必要な費用は、設置者の負担となります。なお、建物賃貸借契約書には印紙税はかかり

ません。

⑶　正当な理由がなく、指定期日までに賃貸借契約を締結しない場合は、設置者の決定を取り消し、提案金額の高い（同額の場合はその都度くじにより決定する。）順に契約交渉を行います。

⑷　⑶により設置者の決定を取り消された者は、次回から応募資格がないものとしま

8　その他注意事項

⑴　災害時の無償提供

避難所及び防災拠点に設置する自動販売機については、市内で震度５弱以上の地震又は水害等により災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市の災害対策本部又は緊急対処事態対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を避難住民に無償で提供する必要があると市が判断したときは、市へ事前に預けた鍵等を用いて、自動販売機内の全ての在庫品を無償で市に提供すること。

⑵　上記⑴以外の施設であって、施設管理者が特に必要と認める場合には、上記⑴に記載する災害時に、市へ事前に預けた鍵等を用いて、自動販売機内の全ての在庫品を無償で市に提供すること。

⑶　電気子メーター

既存の施設にすでに市が設置した電気子メーターが設置してある施設を除き、電気子メーターの設置が原則となります。なお、電気子メーター設置に係る費用は設置者の負担となります。

電気子メーターを設置しない場合は、契約時に事前に申し出てください。

また、設置場所等の事情により、市の施設から電力が供給できない場合は、設置者が電気工事等を施工してください。なお、電気工事に係る費用は設置者の負担となります。

⑷　電気料金について

自動販売機の使用電気料金は、設置者の負担となります。電気料金の計算にあっては、次のとおりとなります。

ア　電気子メーターを設置する場合（設置してある場合を含む。）

子メーターの検針により使用した電気量に基づき各施設管理者が算定した電気料を、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納入する。

イ　電気子メーターを設置しない場合

設置した自動販売機の１時間あたりの消費電力量に基づき各施設管理者が算定した電気料を、市が発行する納入通知書により市が指定する期日までに納入する。

ウ　設置者が直接電力会社と契約締結する場合

設置場所等の事情により、市の施設から電力が供給できない場合にあっては、電力会社と契約締結することとし、市は電気料金の請求はしません。

9　問合せ先

熊谷市宮町二丁目４７番地１　熊谷市総合政策部施設マネジメント課

電話　０４８－５２４－１１１６（直通）